

平成30年8月15日

事業者各位

苫小牧市財政部長
(財政部契約課担当)

建設工事における下請業者への社会保険等未加入対策について（お知らせ）

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と法定福利費を適正に負担する建設業者による公平で健全な競争環境の構築を図るため、全国的に行政、発注者、元請業者、下請業者、建設労働者などの関係者が一体となって社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の未加入対策が進められています。

苫小牧市においても、本市発注の建設工事において、平成27年度より社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の加入を入札参加申請の登録要件とするなど社会保険等未加入対策を実施してきたところです。

本市における社会保険等未加入対策を推進するため、平成30年10月1日以後に入札公告又は指名通知（随意契約を含む）する工事について、工事請負契約書約款を一部改正し、受注者（元請業者）と直接契約を締結する一次下請業者である建設業者について、原則、社会保険等加入業者に限定しますのでお知らせします。

また、二次以下の下請業者につきましては、引き続き、施工体制台帳（再下請通知書）等により、社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう下請業者への御指導をお願いします。

※社会保険等未加入業者とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入する義務があるにもかかわらず各保険に加入していない建設業者をいいます。加入義務のない事業者は、未加入には当たりません。

苦小牧市発注建設工事における社会保険等未加入業者対策について

苦小牧市における社会保険等未加入対策を推進するため、苦小牧市発注の建設工事において、工事請負契約書約款を一部改正し、受注者（元請業者）と直接契約を締結する一次下請業者（建設業者）を、原則、社会保険等加入者に限定します。

1 社会保険未加入業者の定義

「社会保険等未加入業者」とは、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がないものを除く。）を指します。

- (1) 健康保険法第48条の規定による届出義務
- (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出義務
- (3) 雇用保険法第7条の規定による届出義務

2 事務手続

受注者が下請業者を選定した際に市に提出する「下請負人選定通知書」にて、各一次下請業者の社会保険等の加入状況を記載し提出します。このとき、社会保険等未加入である建設業者と下請契約を締結する場合、「社会保険等未加入業者を下請負契約の相手方とした理由書（別記第1号様式）」を添付して提出します。

市は、提出された理由書について、特別の事情の有無を判断し、その旨を受注者へ通知します（別記第2号様式及び第3号様式）。特別の事情を有すると認めた場合において、指定期間内に保険加入を確認できる書類等の提出を求めます。

理由書において、社会保険等未加入業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別な事情が認められない場合及び、保険加入を確認できる書類等の提出がない場合は、指名停止や工事施工成績の減点の対象となります。

（別添「下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続きフロー」）

3 適用時期

平成30年10月1日以後に入札公告及び指名通知（随意契約を含む。）する全ての建設工事から適用します。

ただし、指名停止等のペナルティについては、平成31年4月1日以後に入札公告及び指名通知する工事から適用となります。

(参考) 工事請負契約書約款の一部変更について

平成30年10月1日以降に契約締結する工事契約書約款に以下のとおり第6条の2を加える。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第6条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。次項において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

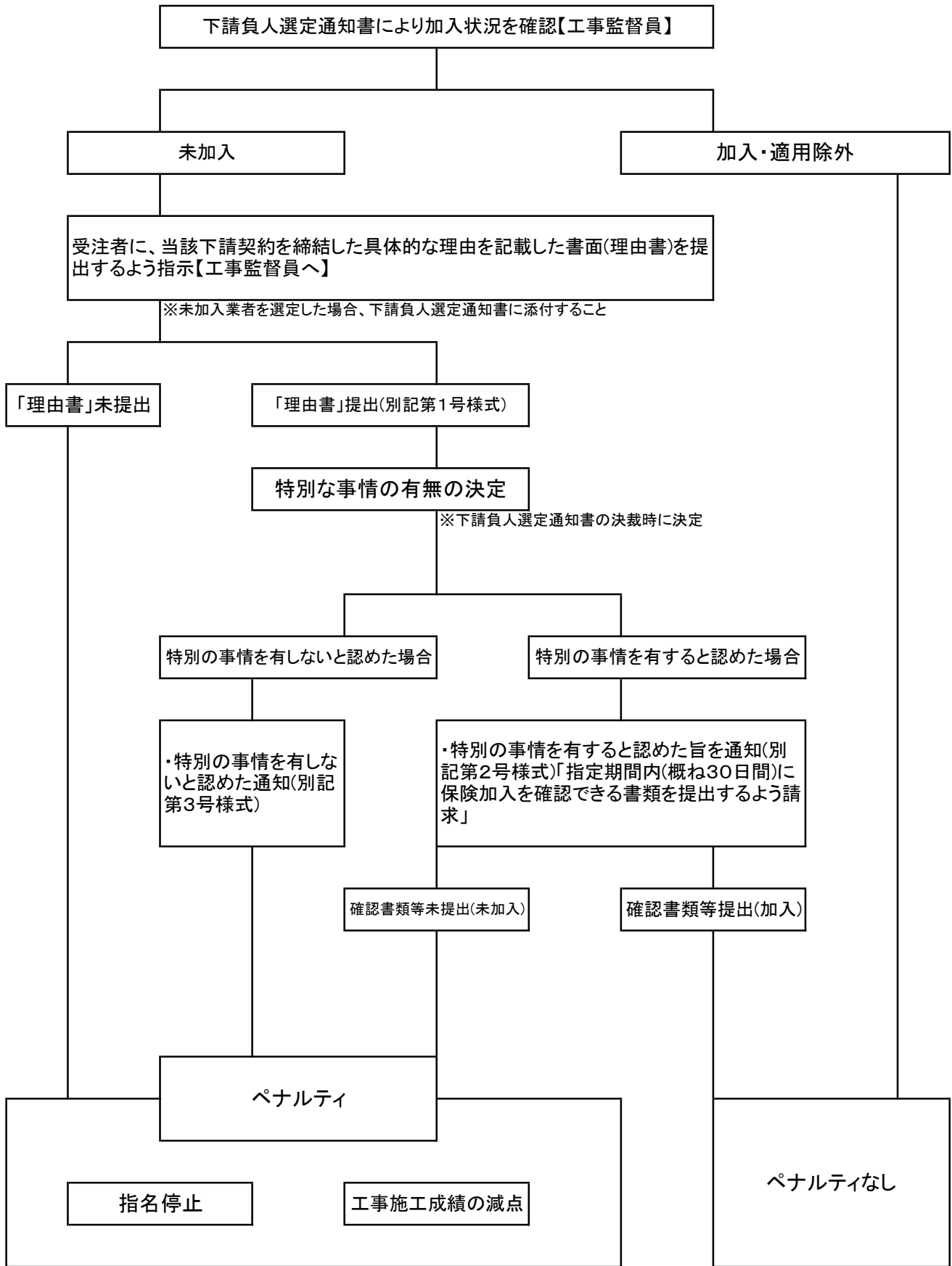
(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事業があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認するとともに、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(参考) 下請負人選定通知書の様式改正について

下請負人選定通知書において、社会保険等の加入状況の記載欄を追加する。

*** 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続きフロー ***



(別記第1号様式)

社会保険等未加入業者を下請負契約の相手方とした理由書

平成 年 月 日

苫小牧市長 様

住 所
商号または名称
代表者職氏名 ㊟

工 事 名 : _____

平成 年 月 日付けで契約を締結した上記建設工事について、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行していない「(建設業者名)」と下請負契約を締結したので、当該理由について、次のとおり申出します。

記

理由 ○○○○

(注) 下線部分については、次から該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」 「厚生年金保険法第27条」 「雇用保険法第7条」

特別事情 有 ・ 無 (理由別添)	部 長 次 長 課 長 課長補佐 係 長 係
	財政部長 部次長 契約課長 主 査 係 工事監

(別記第2号様式)

苦 契 第 号
平成 年 月 日

(受注者) 様

苦小牧市長 岩 倉 博 文

工事請負契約書第6条の2第2項に定める特別の事情について

工 事 名 : _____

平成 年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、工事請負契約書第6条の2第2項に定める特別の事情を有すると認めたので通知します。

つきましては、平成 年 月 日までに「(建設業者名)」が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を提出してください。

なお、当該期日までに書類の提出がない場合は、工事請負契約書第6条の2第2項の規定に違反することとなりますのであわせて通知します。

(部 課)

(別記第3号様式)

苦 契 第 号
平成 年 月 日

(受注者) 様

苦小牧市長 岩 倉 博 文

工事請負契約書第6条の2第2項に定める特別の事情について

工 事 名 : _____

平成 年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、工事請負契約書第6条の2第2項に定める特別の事情を有しないと認めたので通知します。

つきましては、工事請負契約書第6条の2第2項の規定に違反することとなりますのであわせて通知します。

記

理由 ○○のため

(部 課)